

意見書

この定例会では、次の意見書案を可決し、内閣総理大臣ほかに送付しました。

衆議院小選挙区の選挙区割りの更なる見直しを求める意見書

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割りについては、平成25年3月28日に衆議院議員選挙区画定審議会が平成22年の国勢調査の結果に基づき、内閣総理大臣に見直しの勧告を行い、関連する法案が4月23日に衆議院で可決されたところである。

この勧告により17都県42選挙区の区割りが見直され、1票の格差は2倍以内に是正される。しかし、平成の大合併により選挙区が分割された市町村の区割りの見直しは不十分である。

桐生市においては桐生地区が群馬県2区、新里・黒保根地区が群馬県1区に分割されており、合併後の地域住民の一体感を著しく損なっているのみならず、まちづくりに大きな影響を及ぼしている状況にある。また、選挙事務においても効率性を損ねている現状がある。

よって、国においては、地域住民の一体感の醸成による市町村の健全な発展と地域の実情を適切に反映する選挙の実施のため、衆議院小選挙区の選挙区割りの更なる見直しが早期に行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 ○衆議院議長 ○参議院議長 ○内閣総理大臣 ○総務大臣

「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の法制化を求める意見書

現在、国民の「こころ」は深刻な状態にあり、平成24年は減少したものの、平成10年から平成23年まで14年間毎年3万人以上の人々が自殺によって命をなくしている。更に320万人を超える人々、つまり国民の40人に1人以上が精神疾患により医療機関を受診しており、さらなる増加傾向を示している。自殺と精神疾患との密接な関わりや児童期のこころの健康問題等が、関係各方面から指摘されており、こころの健康と精神疾患の問題は、まさに国民の健康及び生活上の重大な問題となっている。

しかし、わが国における精神保健医療福祉の施策は、こうした問題に対応するには不十分な状況にあり、また、多くの困難を抱える精神障害を持つ人の家族に対する実効的な支援も求められている。

そこで、このような状態を改善し、国民が安心して生活ができる社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な政策を実行することが必要である。

よって、桐生市議会は、国会及び政府に対し、国民すべてを対象とした、こころの健康についての総合的、長期的な政策を保証する「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」を早期に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 ○衆議院議長 ○参議院議長 ○内閣総理大臣 ○文部科学大臣 ○厚生労働大臣